

部内各課（麻）長 様

土 木 部 長
（公 印 省 略）

石川県建設工事標準請負契約約款第29条（不可抗力による損害）の適用について（通知）

工事目的物の引渡し前に、天災等で工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害が生じた時の、発注者の損害額の費用負担及び損害額算定の取り扱いについては、次のとおりとする。

なお、建設工事に係る業務委託についても、工事に準じて取り扱うこととする。

1 発注者の損害額の費用負担について

損害額と損害の取片付け額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100を超えるものについて、発注者が負担することとし、次式によるものとする。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担する。（石川県建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第29条第4項）

$$\text{発注者の負担額} = \text{損害額（約款第49条第1項の保険等（以下「強制保険等」という。）により填補された部分を除く）} + \text{損害の取片付け額（強制保険等により填補された部分を除く）} - \text{請負代金額} \times 1/100 \text{（※）}$$

※災害応急対策又は災害復旧に関する工事については、請負代金額×1/100を控除しない

約款第29条第4項

発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

※取片付け額とは、損害を受けた工事目的物等を撤去、処分する際にかかる費用とする。

※請負代金額とは、損害を受けた時点における請負代金額とする。「土木工事設計変更ガイドライン（案）」により設計変更が可能なケースに該当し、工事打合せ簿による指示または設計図書訂正・変更通知書による通知を受注者に対して行っており、契約変更手続きのみ未了場合は、この変更分を請負代金額に含めた金額をいうものとする。

※なお、損害負担額の決定及び支出負担行為伺について、出先事務所発注工事については所長決裁、本課発注工事については部長決裁を得ること。（石川県財務規則 別表第四歳出「補償金及び補填金」欄）

2 負担額の計算例

(計算例1)

引き渡し前に工事目的物が被災を受け、被災前の形状に復旧する場合の計算例は次のとおりとする。

【前提条件】	【計算方法】
<ul style="list-style-type: none">・ 請負代金額 100 百万円・ 損害額 50 百万円・ 取片付け額 10 百万円・ 強制保険等による填補額 30 百万円	<ul style="list-style-type: none">・ 損害合計額=50+10-30=30 百万円・ 請負代金額の 1/100 (受注者の負担額) =1 百万円・ 発注者の負担額=30-1=29 百万円 <p><受注者への支払額></p> <ul style="list-style-type: none">・ 請負代金額=100 百万円・ 発注者の負担額=29 百万円

(計算例2)

引き渡し前に工事目的物が被災を受け、被災前の形状に復旧する場合で、数回にわたり不可抗力による損害が生じた時の計算例は次のとおりとする。(約款第 29 条第 6 項)

【前提条件】	【計算方法】
<ul style="list-style-type: none">・ 請負代金額 100 百万円・ 第 1 回目の損害額 50 百万円・ 第 1 回目の取片付け額 10 百万円・ 第 2 回目の損害額 20 百万円・ 第 2 回目の取片付け額 5 百万円・ 強制保険等による填補額 30 百万円	<ul style="list-style-type: none">・ 損害の累計額=50+10+20+5-30=55 百万円・ 請負代金額の 1/100 (受注者の負担額) =1 百万円・ 発注者の負担額=55-1=54 百万円 <p><受注者への支払額></p> <ul style="list-style-type: none">・ 請負代金額=100 百万円・ 発注者の負担額=54 百万円

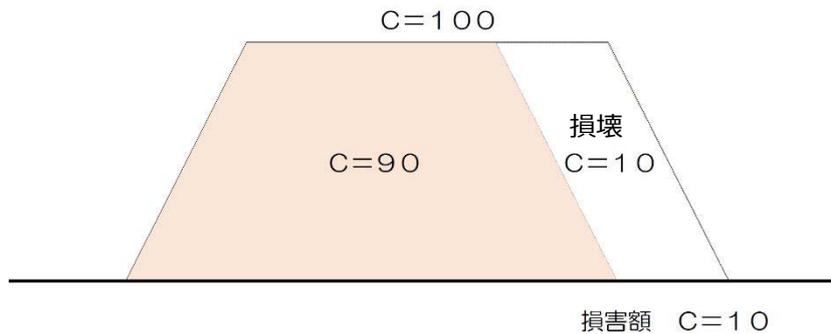
約款第 29 条第 6 項

数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(計算例3)

損壊分の復旧を続行しないと協議した場合の計算例は次のとおりとする。

【前提条件】	【計算方法】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負代金額 100 百万円 ・ 損害額 10 百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害合計額=10 百万円 ・ 請負代金額の 1/100 (受注者の負担額) =1 百万円 ・ 発注者の負担額=10-1=9 百万円 <p><受注者への支払額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負代金額=100-10=90 百万円 ・ 発注者の負担額=9 百万円



3 損害額の算定について

損害額の算定は、図1のとおりとする。

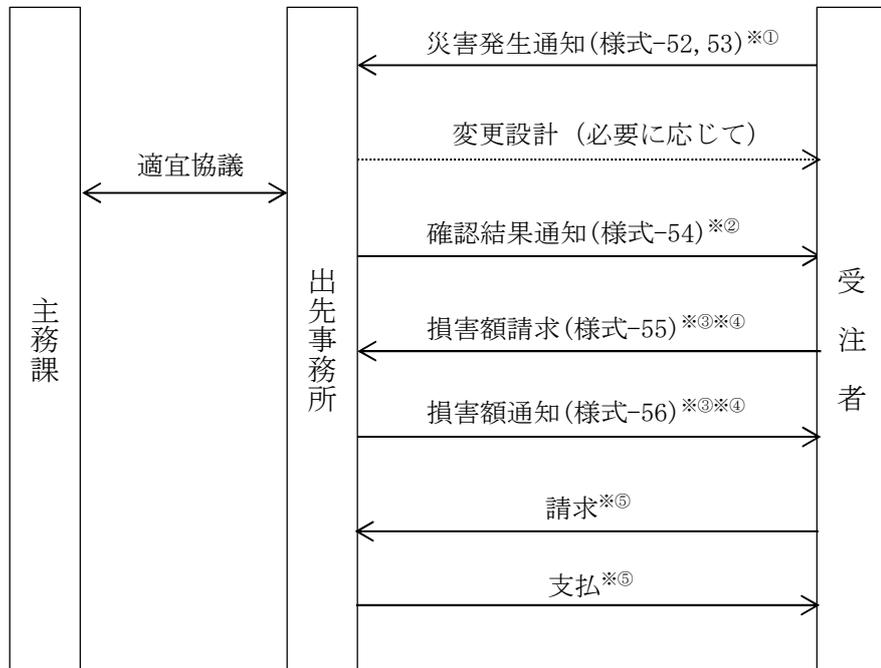


図1 損害額の算定フロー

※① 受注者が通知しなければならない損害の範囲 (約款第 29 条第 1 項)

- (1) 盛土部分や打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上がっており、土地に定着または工作物に付合しているもの。既済部分検査や部分払いを受けているか否かは問わない。

- (2) 工事現場に設置されている仮設物。例えば、受注者の現場事務所、労働者寄宿舍、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切、仮棧橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設足場、コンクリートの型枠、仮支柱等である。
- (3) 工事現場に搬入済みの材料。ただし、現場外の工場、倉庫にある工事材料、輸送途中の材料は、部分払いを受けたものであっても対象としない。
- (4) 工事現場に搬入された建設機械器具。ただし、受注者が所有しているか、借用しているかは問わない。

約款第 29 条第 1 項

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

※② 発注者が確認する損害状況の範囲（約款第 29 条第 2 項）

発注者は、損害発生のお知らせを受けたときは、損害状況の調査及び確認を行う。受注者が適切な管理を怠ったことにより生じた損害、強制保険等により填補された部分は発注者負担の対象外となるため、発注者はこれを把握しておく。

約款第 29 条第 2 項

発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 49 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

※③ 発注者の損害額の負担範囲（約款第 29 条第 3 項）

損害状況の調査によって損害状況が確認されたときは、受注者は、損害による費用の負担を発注者に請求できる。請求にあたっては、内訳明細、算出根拠等が添付されていることを確認する。発注者が損害を負担すべき範囲は、出来形部分、仮設物、工事材料または建設機械器具に係る損害及びこれらの損害の取片付けに要する費用とする。発注者が損害を負担するためには、次の要件を満たす必要がある。

(1) 損害状況が確認できること

損害を受けた工事目的物、仮設物、工事材料または建設機械器具が存在したことを、発注者と受注者の間で確認することが出来るものとする。例えば、工事材料の検査、監督職員の立会、部分払いのための確認、その他請負者の工事に関する記録等により確認しうるものに限られる。受注者の工事に関する記録とは、工事写真等の記録（約款第 14 条第 3 項または第 5 項）、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書などである。

(2) 負担範囲が妥当か否か

発注者が負担するものは「通常妥当と認められるもの」に係る損害に限られる。例えば、工事材料については、中等の品質のものがこれに該当する。中等の品質とは、土木工事共通仕様書に記載のとおりとし、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。

ただし、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の材料を使用しているも、発注者は、通常妥当と認められるものに係る損害額を負担する。また、通常妥当と認められるものを使用すれば損害が発生しなかったのに、通常妥当と認められないものを使用して損害が発生した場合には、発注者は、その損害額を負担しない。

(3) 工事現場に搬入されているか

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工場、倉庫にあって損害を受けたもの、輸送途中に損害を受けたものは対象外とする。

(4) 元請業者の損害分であるか

工事目的物、工事材料及び仮設物については、元請業者に所有権が移転していることとし、建設機械器具については、元請業者が所有または借用していることとする。元請業者と下請業者との間には、建設工事標準下請契約約款に基づき契約が締結され、これによると不可抗力により損害が生じた時は元請業者が損害額を負担することとしているため、下請業者の損害は発注者が負担しない。

約款第 29 条第 3 項

受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

※④ 損害額の考え方について（約款第 29 条第 5 項）

発注者は、※③の要件を満たしていることを確認し、負担額を算出し、受注者に対し、協議し、受注者から承諾を得ること。負担額の算出にあたっては、次の点に留意する。

(1) 損害額の基本的な考え方

原則として、土木工事標準積算基準書に基づいて、算出する。

不可抗力の損害については、当該工事に係る損害であることから、間接工事費及び一般管理費等を計上する。その場合の間接工事費率及び一般管理費率等は、当該工事の請負代金額に係る率を使用する。

建設工事請負契約約款に規定される損害であるため、損害額に対しても当該工事と同一の落札率を適用する。

(2) 仮設物又は建設機械器具の損害の基本的な考え方

仮設物及び建設機械器具の損害額については、未償却費（当該工事で償却することとしている償却費—損害を受けた時点における償却額）を原則とするが、未償却費>修繕費の場合は、修繕費とする。残存価値の算定方法は、法人税法施工令に定められた減価償却計算方法を参考とすること。

$$\text{取得価格} \times \frac{(1 - \text{残存率})}{\text{耐用年数}} = \text{年償却費}$$

取得価格は、原則として、建設機械損料等算定表、土木工事設計資材単価表、刊行物資料等に掲載されている価格とし、掲載されていない場合は、見積もりによる。耐用年数、残存率は、法人税法施行令による。未償却の期間は、損害を受けた時点から工事工程上必要とされていた供用期間で算出する。

約款第 29 条第 5 項

損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物の出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が本文の規定により算出した損害の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

※⑤ 発注者負担額の支払い

負担額については、発注者・受注者の両者が協議して定め、発注者の負担額は設計変更で対応することなく、別途支払いを行うこと。

なお、歳出の節については、「補償、補填及び賠償金」とし、発注者負担額の通知を行う日付に属する会計年度の歳出となることから留意すること。

4 取片付け及び復旧計画

損害箇所の取片付けの施工計画、損害箇所の復旧施工計画については、受発注者間の協議により決定すること。

5 強制保険等

受注者が強制保険等に加入している場合があるため、必ず保険の適用について受注者に確認を行い、過払い（二重払い）にならないよう留意すること。

6 適用範囲

この通知は、令和 6 年能登半島地震に限らず、今後、約款第 29 条（不可抗力による損害）を適用する場合は本通知により行うこととする。

（事務担当）
技術管理室
TEL 076-225-1787
監理課入札・契約G
TEL 076-225-1712

7. 負担額計算例

参考

基準額 (A) * 損害発生前の変更設計 (又は当初設計)

項目	レベル	単位	数量	単価	金額
道路改良	L1	式	1		16,400,000
道路土工	L2	式	1		11,600,000
盛土工	L3	式	1		11,600,000
盛土	L4	m ³	40,000	290	11,600,000
損害 (目的物)	L4	—	—	—	—
損害 (盛土機械)	L4	—	—	—	—
排水構造物工	L2	式	1		4,800,000
側溝工	L3	式	1		4,800,000
U型側溝	L4	m	1,000	4,800	4,800,000
損害 (側溝材料)	L4	—	—	—	—
取方付け費	L2	—	—	—	—
取方付け費	L3	—	—	—	—
取方付け費	L4	—	—	—	—
直接工事費計		式			16,400,000
共通仮設費		式			2,890,000
現場環境改善費 (率分)	L2	式		0.0314000	514,000
共通仮設費 (率分)	L2	式		0.1448928	2,376,000
純工事費		式			19,290,000
現場管理費	L2	式		0.3695054	7,127,000
工事原価		式			26,417,000
一般管理費	L2	式		0.2001000	5,286,000
工事価格		式			31,703,000
工事価格 (丸め)					31,700,000

損害額 (B) * 損害額を抜粋した設計書

単位	数量	単価	金額
式	1		5,294,000
式	1		1,566,000
式	1		1,566,000
m ³	0	290	0
m ³	5,000	290	1,450,000
供用日	10	11,600	116,000
式	1		1,728,000
式	1		1,728,000
m	0	4,800	0
本	450	3,840	1,728,000
式	—	—	2,000,000
式	—	—	2,000,000
式	—	—	2,000,000
式			5,294,000
式			933,000
式		0.0314000	166,000
式		0.1448928	767,000
式			6,227,000
式		0.3695054	2,300,000
式			8,527,000
式		0.2001000	1,706,000
式			10,233,000
			10,230,000

基準額 (A) の単価を利用

償却費を計算して計上

基準額 (A) の比率を利用

新たに計上

基準額 (A) の率を利用

基準額 (A) の率を利用

基準額 (A) の率を利用

基準額 (A) の率を利用

$$\begin{aligned}
 \text{発注者負担額} &= \text{損害額 (B)} - \text{基準額 (A)} \times 1/100 \\
 &= 10,230,000 - 31,700,000 \times 1/100 \\
 &= 9,913,000 \text{ (税抜き)}
 \end{aligned}$$

* 災害復旧工事等の場合は、基準額の1%を控除しない

8. 負担額算出イメージ

(1) 工事目的物の損害の算出例

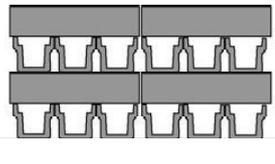
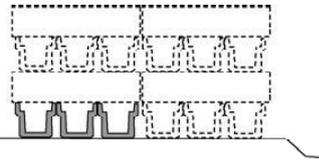
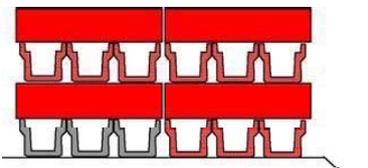
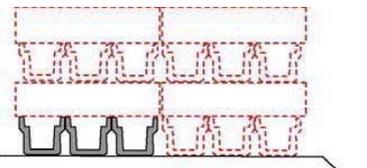
- 工事目的物の損害とは、工事目的物で損害（破損・滅失）を受けた出来形部分に相応する施工費である。
- その他、取片付けに要する費用である。

工事目的物（土工）の被災（津波流出）																					
被災前 と 被災後	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■被災前</p> <p>残10,000m³</p> <p>30,000m³</p> </div> <div style="text-align: center;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>■被災後</p> <p>残10,000m³</p> <p>25,000m³</p> <p>5,000m³ 流出</p> </div> </div> <p>(被災内容) ○道路土工施工中に盛土が津波で流出 ○津波で土工 5,000m³ の出来形が流出</p> <p>(現時点の契約)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">○盛土工（全体）</td> <td style="width: 30%;">40,000m³</td> <td style="width: 30%;">C = 80</td> </tr> <tr> <td>○側溝工</td> <td></td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td>被災時 {</td> <td>○盛土工（施工済）</td> <td>30,000m³</td> <td>C = 60（出来形）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>内、被災で流出分</td> <td>△ 5,000m³</td> <td>C = △ 10（出来形の流出分）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>}</td> </tr> </table>	○盛土工（全体）	40,000m³	C = 80	○側溝工		C = 20	被災時 {	○盛土工（施工済）	30,000m³	C = 60（出来形）		内、被災で流出分	△ 5,000m³	C = △ 10（出来形の流出分）				}		
○盛土工（全体）	40,000m³	C = 80																			
○側溝工		C = 20																			
被災時 {	○盛土工（施工済）	30,000m³	C = 60（出来形）																		
	内、被災で流出分	△ 5,000m³	C = △ 10（出来形の流出分）																		
			}																		
算出	<p>■請負代金額（基準額）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（40,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 80</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 100</td> </tr> </table> <p>■損害額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工流出（5,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 10</td> </tr> <tr> <td>取片付け費用</td> <td>C = 2（流出散乱土の撤去や出来形の整形等）</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">損害額 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 12</td> </tr> </table> <p>■甲負担額 $12 - 100 \times 1\% = 11$</p>	盛土工（40,000m³）	C = 80	側溝工	C = 20	工事費 計	C = 100	盛土工流出（5,000m³）	C = 10	取片付け費用	C = 2（流出散乱土の撤去や出来形の整形等）	損害額 計	C = 12								
盛土工（40,000m³）	C = 80																				
側溝工	C = 20																				
工事費 計	C = 100																				
盛土工流出（5,000m³）	C = 10																				
取片付け費用	C = 2（流出散乱土の撤去や出来形の整形等）																				
損害額 計	C = 12																				
参考	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">（完成形）工事を復旧する場合</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">（完成形）工事を一部減工とする場合</th> </tr> <tr> <td> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（40,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 80</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 100</td> </tr> </table> </td> <td> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（25,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 50</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 70</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>5,000m³ 復旧</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>5,000m³ 損害</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>※周辺の状況から続行が困難と判断し、被災時の形状で整形を行い最終設計を25,000m³とした例。</p> </td> </tr> </table>	（完成形）工事を復旧する場合	（完成形）工事を一部減工とする場合	<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（40,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 80</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 100</td> </tr> </table>	盛土工（40,000m³）	C = 80	側溝工	C = 20	工事費 計	C = 100	<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（25,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 50</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 70</td> </tr> </table>	盛土工（25,000m³）	C = 50	側溝工	C = 20	工事費 計	C = 70	<p>5,000m³ 復旧</p>	<p>5,000m³ 損害</p>		<p>※周辺の状況から続行が困難と判断し、被災時の形状で整形を行い最終設計を25,000m³とした例。</p>
（完成形）工事を復旧する場合	（完成形）工事を一部減工とする場合																				
<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（40,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 80</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 100</td> </tr> </table>	盛土工（40,000m³）	C = 80	側溝工	C = 20	工事費 計	C = 100	<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">盛土工（25,000m³）</td> <td style="width: 40%;">C = 50</td> </tr> <tr> <td>側溝工</td> <td>C = 20</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">工事費 計</td> <td style="border-top: 1px solid black;">C = 70</td> </tr> </table>	盛土工（25,000m³）	C = 50	側溝工	C = 20	工事費 計	C = 70								
盛土工（40,000m³）	C = 80																				
側溝工	C = 20																				
工事費 計	C = 100																				
盛土工（25,000m³）	C = 50																				
側溝工	C = 20																				
工事費 計	C = 70																				
<p>5,000m³ 復旧</p>	<p>5,000m³ 損害</p>																				
	<p>※周辺の状況から続行が困難と判断し、被災時の形状で整形を行い最終設計を25,000m³とした例。</p>																				

(2) 工事材料の損害の算出例

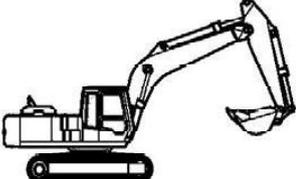
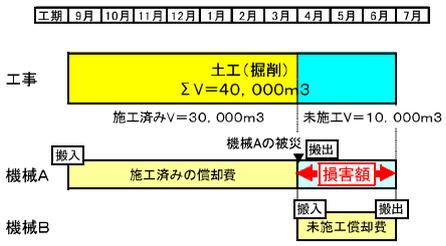
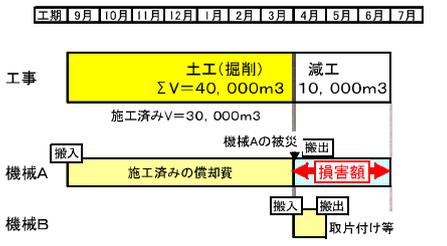
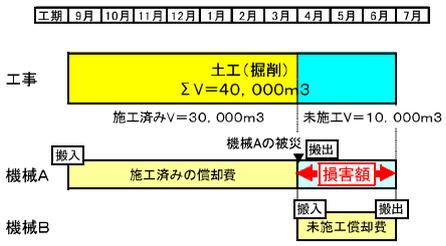
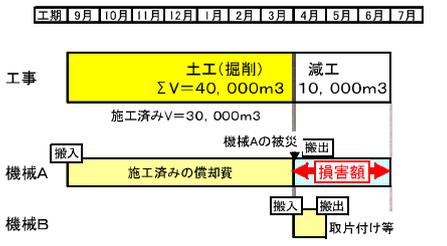
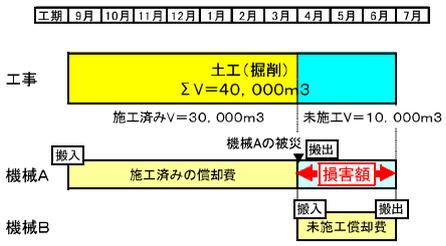
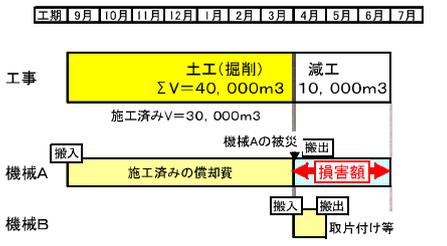
○工事材料の損害とは、工事現場に搬入済みの工事材料で損害（破損・滅失）を受けた数量分の材料費である。

○その他、取片付けに要する費用である。

工事材料の被災（津波流出）									
被災前と被災後	<p>■被災前  ■被災後 </p> <p>U型側溝 N = 500本 (搬入材料費 C = 20) → N = 50本 (残) (残存材料費 C = 2)</p> <p>(被災内容) ○現場に山積みしてあったU型側溝が津波で流出 ○材料の損害 (△450本) C = △18 (材料の紛失又は破損)</p> <p>(現時点の契約) ○土工 C = 70 ○側溝工 (1,000m) C = 30 (内、側溝材料C = 20) 被災時→□側溝工 (未着手) C = 0 (流出分 C = △18材料のみ)</p>								
算出	<p>■請負代金額（基準額）</p> <table border="0"> <tr><td>土工</td><td>C = 70</td></tr> <tr><td>側溝工 (1,000m)</td><td>C = 30</td></tr> <tr><td>(内、側溝材料費)</td><td>C = 20)</td></tr> <tr><td>工事費 計</td><td>C = 100</td></tr> </table>	土工	C = 70	側溝工 (1,000m)	C = 30	(内、側溝材料費)	C = 20)	工事費 計	C = 100
	土工	C = 70							
	側溝工 (1,000m)	C = 30							
(内、側溝材料費)	C = 20)								
工事費 計	C = 100								
<p>■損害額</p> <table border="0"> <tr><td>側溝材料紛失代 (450本)</td><td>C = 18</td></tr> <tr><td>取片付け費用</td><td>C = 2 (破損物の処分、残存分の防災倉庫運搬等)</td></tr> <tr><td>損害額 計</td><td>C = 20</td></tr> </table>	側溝材料紛失代 (450本)	C = 18	取片付け費用	C = 2 (破損物の処分、残存分の防災倉庫運搬等)	損害額 計	C = 20			
側溝材料紛失代 (450本)	C = 18								
取片付け費用	C = 2 (破損物の処分、残存分の防災倉庫運搬等)								
損害額 計	C = 20								
<p>■甲負担額 $20 - 100 \times 1\% = 19$</p>									
参考	<p>(完成形) 工事を復旧する場合</p> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table border="0"> <tr><td>土工</td><td>C = 70</td></tr> <tr><td>側溝工 (1,000m)</td><td>C = 30</td></tr> <tr><td>(内、側溝材料費)</td><td>C = 20)</td></tr> <tr><td>工事費 計</td><td>C = 100</td></tr> </table>  <p>※450本は再購入して施工した例。</p>	土工	C = 70	側溝工 (1,000m)	C = 30	(内、側溝材料費)	C = 20)	工事費 計	C = 100
	土工	C = 70							
側溝工 (1,000m)	C = 30								
(内、側溝材料費)	C = 20)								
工事費 計	C = 100								
<p>(完成形) 工事を一部減工とする場合</p> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table border="0"> <tr><td>土工</td><td>C = 70</td></tr> <tr><td>側溝工 (0 m) 減工</td><td>C = 0</td></tr> <tr><td>側溝材料費 (50本)</td><td>C = 2</td></tr> <tr><td>工事費 計</td><td>C = 72</td></tr> </table>  <p>※側溝は減工。ただし残った側溝50本は設計数量として引き取り、仮置き場等に搬出して品質が低下しないよう保管した例。</p>	土工	C = 70	側溝工 (0 m) 減工	C = 0	側溝材料費 (50本)	C = 2	工事費 計	C = 72	
土工	C = 70								
側溝工 (0 m) 減工	C = 0								
側溝材料費 (50本)	C = 2								
工事費 計	C = 72								

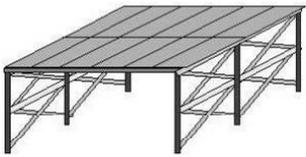
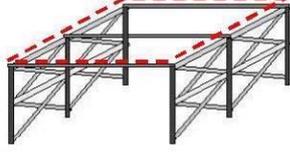
(3) 建設機械器具の損害の算出例

- 建設機械器具の損害とは、工事現場に搬入済みの建設機械器具で損害（破損・滅失）を受けた時点での当該機械の未償却費又は修繕費である。
- その他、取片付けに要する費用である。

建設機械の被災（津波流出）																							
被災前 と 被災後	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■被災前</p>  <p>バックホウ 1. 8 m 3 級</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■被災後</p>  <p>水没（全損扱い）</p> </div> </div> <p>(被災内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土工作业であったバックホウが津波で水没（全損扱い） ○掘削工 40,000m³ の内、30,000m³ の施工時点で被災 <p>(業者使用) バックホウ 1. 8 m 3 級 (標準積算) バックホウ 1. 4 m 3 級</p>																						
算出	<p>■請負代金額（基準額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（40,000m³）</td> <td>C = 90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 30</td> <td>（バックホウ 1. 4 m 3 級）</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 100</td> <td></td> </tr> </table> <hr/> <p>■損害額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>機械未償却費</td> <td>C = 8</td> <td>（残 10,000m³ 分の供用日当り償却費）</td> </tr> <tr> <td>取片付け費用</td> <td>C = 10</td> <td>（機械残骸搬出、代替え機搬入）</td> </tr> <tr> <td>損害額 計</td> <td>C = 18</td> <td></td> </tr> </table> <hr/> <p>■甲負担額 $18 - 100 \times 1\% = 17$</p>	掘削工（40,000m ³ ）	C = 90		（内、機械償却費）	C = 30	（バックホウ 1. 4 m 3 級）	運搬費（搬入・搬出）	C = 10		工事費 計	C = 100		機械未償却費	C = 8	（残 10,000m ³ 分の供用日当り償却費）	取片付け費用	C = 10	（機械残骸搬出、代替え機搬入）	損害額 計	C = 18		
掘削工（40,000m ³ ）	C = 90																						
（内、機械償却費）	C = 30	（バックホウ 1. 4 m 3 級）																					
運搬費（搬入・搬出）	C = 10																						
工事費 計	C = 100																						
機械未償却費	C = 8	（残 10,000m ³ 分の供用日当り償却費）																					
取片付け費用	C = 10	（機械残骸搬出、代替え機搬入）																					
損害額 計	C = 18																						
参考	<table style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">（完成形）工事を復旧する場合</th> <th style="width: 50%;">（完成形）工事を一部減工とする場合</th> </tr> <tr> <td> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（40,000m³）</td> <td>C = 90</td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 30</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 100</td> </tr> </table> </td> <td> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（30,000m³）</td> <td>C = 68</td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 22</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 78</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>  </td> <td>  </td> </tr> </table> <p>※周辺の状況から続行が困難と判断し、整形等を行い完成とした例。</p>	（完成形）工事を復旧する場合	（完成形）工事を一部減工とする場合	<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（40,000m³）</td> <td>C = 90</td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 30</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 100</td> </tr> </table>	掘削工（40,000m ³ ）	C = 90	（内、機械償却費）	C = 30	運搬費（搬入・搬出）	C = 10	工事費 計	C = 100	<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（30,000m³）</td> <td>C = 68</td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 22</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 78</td> </tr> </table>	掘削工（30,000m ³ ）	C = 68	（内、機械償却費）	C = 22	運搬費（搬入・搬出）	C = 10	工事費 計	C = 78		
（完成形）工事を復旧する場合	（完成形）工事を一部減工とする場合																						
<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（40,000m³）</td> <td>C = 90</td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 30</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 100</td> </tr> </table>	掘削工（40,000m ³ ）	C = 90	（内、機械償却費）	C = 30	運搬費（搬入・搬出）	C = 10	工事費 計	C = 100	<p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>掘削工（30,000m³）</td> <td>C = 68</td> </tr> <tr> <td>（内、機械償却費）</td> <td>C = 22</td> </tr> <tr> <td>運搬費（搬入・搬出）</td> <td>C = 10</td> </tr> <tr> <td>工事費 計</td> <td>C = 78</td> </tr> </table>	掘削工（30,000m ³ ）	C = 68	（内、機械償却費）	C = 22	運搬費（搬入・搬出）	C = 10	工事費 計	C = 78						
掘削工（40,000m ³ ）	C = 90																						
（内、機械償却費）	C = 30																						
運搬費（搬入・搬出）	C = 10																						
工事費 計	C = 100																						
掘削工（30,000m ³ ）	C = 68																						
（内、機械償却費）	C = 22																						
運搬費（搬入・搬出）	C = 10																						
工事費 計	C = 78																						
																							

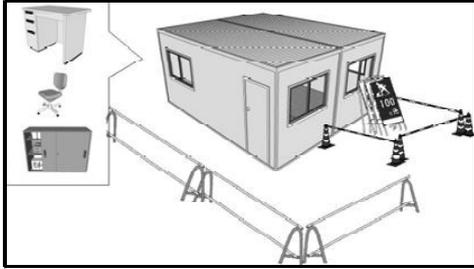
(4) 仮設工（棧橋等）の損害の算出例

- 仮設工（棧橋等）の損害とは、当該仮設構造物が損害（破損・滅失）を受けた部分に相応する施工費、及び仮設材の未償却費又は修繕費である。
- その他、取片付けに要する費用である。

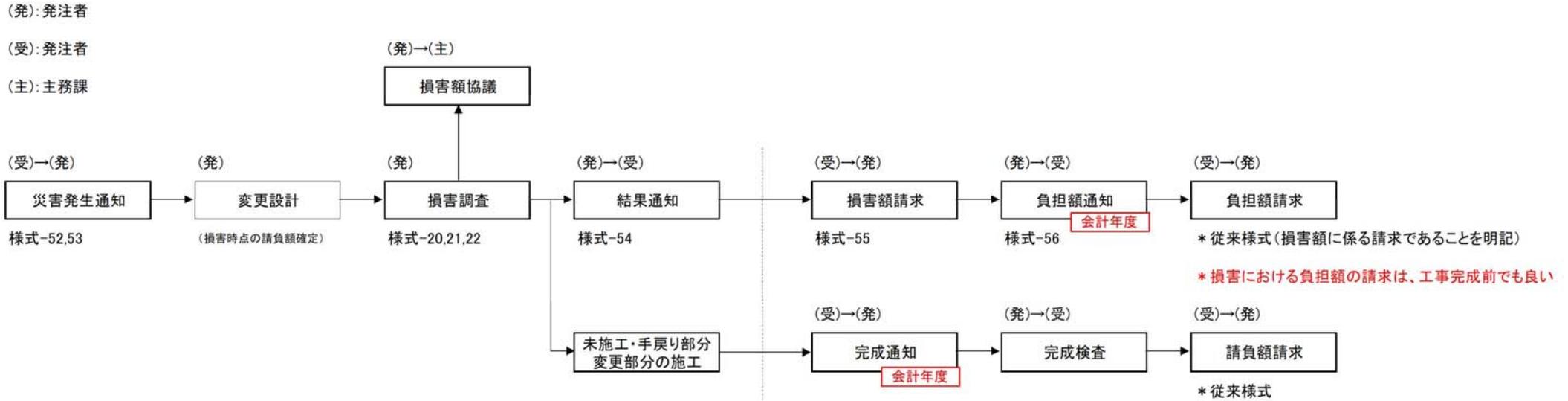
仮設工（仮棧橋）の被災（津波流出）	
被災前と被災後	<p>■被災前  → ■被災後 </p> <p>(被災内容) ○目的物の橋脚施工中に仮棧橋の覆工板が津波で流出（紛失） ○覆工板（仮設材）全部は、全供用日数の1/2時点で被災</p>
算出	<p>■請負代金額（基準額）</p> <p>橋梁下部工 C = 30 仮設工（棧橋上下部工） C = 10（設置・撤去・賃料・運搬） 仮設工（覆工板） 施工費（設置・撤去） C = 30（設置 = 20、撤去 = 10） 賃料 C = 20 運搬（搬入・搬出） C = 10 工事費 計 C = 100</p> <p>■損害額</p> <p>仮設工（覆工板） 設置（覆工板） C = 20 覆工板未償却費 C = 10（未償却費 = 残供用日数分の賃料） 取片付け費用 C = 5（一部残骸搬出、新規覆工板搬入等） 損害額 計 C = 35</p> <p>■甲負担額 $35 - 100 \times 1\% = 34$</p>
参考	<p>(完成形) 工事を復旧する場合</p> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <p>下部工 C = 30 仮設工（棧橋上下部工） C = 10（設置・撤去・賃料・運搬） 仮設工（覆工板） 施工費（設置・撤去） C = 30（設置 = 20、撤去 = 10） 賃料 C = 20 運搬（搬入・搬出） C = 10 一時中止費用 C = 10（棧橋上下部工の中止期間中の賃料） 工事費 計 C = 110</p> <p>工期 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月</p> <p>【当初の計画】 上下部工 設置 [9月] → 撤去 [11月] (棧橋(上下部) 供用期間) 覆工板 設置 [9月] → 撤去 [11月] (棧橋(覆工板) 供用期間) (償却費) (未償却費)</p> <p>【被災後の計画変更】 上下部工 設置 [9月] → 撤去 [11月] (棧橋(上下部) 供用期間) 覆工板 設置 [9月] → 撤去 [11月] (棧橋(覆工板) 供用期間) (一時中止費用) (工事一時中止)</p> <p>※代替え覆工板を設置して工事を再開。仮設材（棧橋上下部）の賃料は一時中止が発生したため費用増加へ計上。</p>

(5) 仮設物（現場事務所等）の損害の算出例

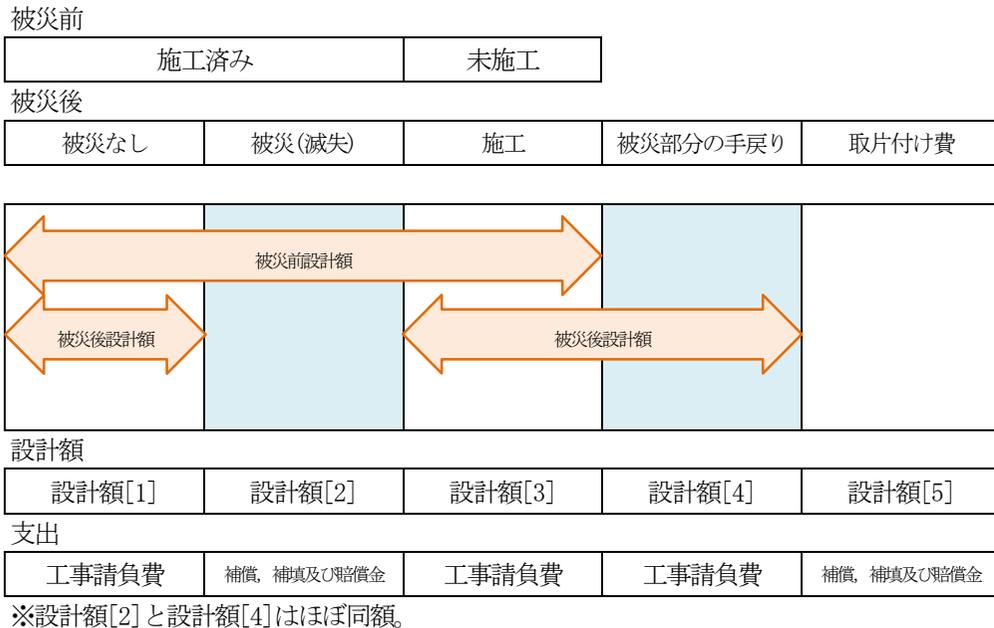
- 仮設物（供用仮設物）の損害とは、当該仮設物が損害（破損・滅失）を受けた時点に相応する未償却費又は修繕費である。
- その他、取片付けに要する費用である。

共通仮設物（現場事務所）の被災（津波流出）																																																																														
被災前と被災後	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■被災前</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■被災後</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p>(流出)</p> </div> </div> </div> <p>(被災内容) ○現場事務所（事務所内の事務機器含む）が津波で流出→全損扱い ○当初設計は率計上のため分解積み上げは不可 ○損害仮設物の積み上げ 賃料×残工期（30日）= C = 1</p>																																																																													
算出	<p>■請負代金額（基準額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>直接工事費</td><td>C = 60 (掘削工 ○○m³)</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td>C = 10 (率計上・営繕費=率計上)</td></tr> <tr><td>現場管理費</td><td>C = 20 (率計上)</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>C = 10 (率計上)</td></tr> <tr><td>工事費 計</td><td>C = 100</td></tr> </table> <p>■損害額</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>営繕施設償却費</td><td>C = 1 (現場事務所、事務所内事務機器)</td></tr> <tr><td>○内訳 現場事務所</td><td>C = 0.8</td></tr> <tr><td>机椅子・書棚等</td><td>C = 0.2</td></tr> <tr><td>取片付け費用</td><td>C = 1 (残骸解体引上げ搬出等)</td></tr> <tr><td>損害額 計</td><td>C = 2</td></tr> </table> <p>■甲負担額 $2 - 100 \times 1\% = 1$</p>	直接工事費	C = 60 (掘削工 ○○m ³)	共通仮設費	C = 10 (率計上・営繕費=率計上)	現場管理費	C = 20 (率計上)	一般管理費	C = 10 (率計上)	工事費 計	C = 100	営繕施設償却費	C = 1 (現場事務所、事務所内事務機器)	○内訳 現場事務所	C = 0.8	机椅子・書棚等	C = 0.2	取片付け費用	C = 1 (残骸解体引上げ搬出等)	損害額 計	C = 2																																																									
直接工事費	C = 60 (掘削工 ○○m ³)																																																																													
共通仮設費	C = 10 (率計上・営繕費=率計上)																																																																													
現場管理費	C = 20 (率計上)																																																																													
一般管理費	C = 10 (率計上)																																																																													
工事費 計	C = 100																																																																													
営繕施設償却費	C = 1 (現場事務所、事務所内事務機器)																																																																													
○内訳 現場事務所	C = 0.8																																																																													
机椅子・書棚等	C = 0.2																																																																													
取片付け費用	C = 1 (残骸解体引上げ搬出等)																																																																													
損害額 計	C = 2																																																																													
参考	<p>(完成形) 工事を復旧する場合</p> <p>■請負代金額（精算変更）</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>直接工事費</td><td>C = 60 (掘削工 ○○m³)</td></tr> <tr><td>共通仮設費</td><td>C = 10 (率計上)</td></tr> <tr><td>現場管理費</td><td>C = 20 (率計上)</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>C = 10 (率計上)</td></tr> <tr><td>工事費 計</td><td>C = 100</td></tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工期</td> <td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td> </tr> <tr> <td>目的物</td> <td>準備</td><td colspan="10">目的物の施工</td><td>後片付</td> </tr> <tr> <td>仮設物</td> <td>搬入</td><td colspan="10">現場事務所（供用期間）</td><td>搬出</td> </tr> <tr> <td>賃料</td> <td></td><td colspan="10">供用済みの賃料額 (償却費)</td><td>残工程の賃料額 (未償却費)</td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td colspan="10"></td><td style="text-align: center;">← 損害額 →</td><td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 共通仮設費率内の営繕費分は算出困難であるため、伝票等と物価資料を基に残工期に対する賃料を計算した例。</p> </div>	直接工事費	C = 60 (掘削工 ○○m ³)	共通仮設費	C = 10 (率計上)	現場管理費	C = 20 (率計上)	一般管理費	C = 10 (率計上)	工事費 計	C = 100	工期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	目的物	準備	目的物の施工										後片付	仮設物	搬入	現場事務所（供用期間）										搬出	賃料		供用済みの賃料額 (償却費)										残工程の賃料額 (未償却費)														← 損害額 →	
直接工事費	C = 60 (掘削工 ○○m ³)																																																																													
共通仮設費	C = 10 (率計上)																																																																													
現場管理費	C = 20 (率計上)																																																																													
一般管理費	C = 10 (率計上)																																																																													
工事費 計	C = 100																																																																													
工期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月																																																																		
目的物	準備	目的物の施工										後片付																																																																		
仮設物	搬入	現場事務所（供用期間）										搬出																																																																		
賃料		供用済みの賃料額 (償却費)										残工程の賃料額 (未償却費)																																																																		
												← 損害額 →																																																																		

(1) 処理フロー



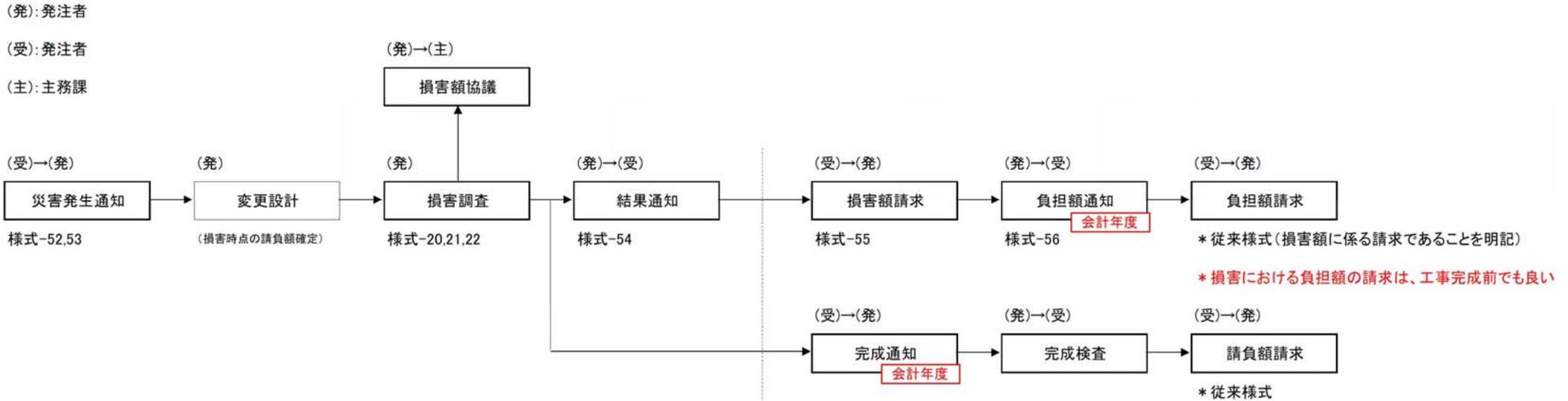
(2) イメージ図



(3) 内訳

項目	記号	算定式
被災前設計額	A	設計額[1]+[2]+[3]
請負率	B	
被災前請負額	C	A × B
負担額の算定	損害額	D 設計額[2] × B
	取片付け費	E 設計額[5] × B
	強制保険等により填補された額	F 設計額相当 × B
	受注者が適切な管理を怠ったことにより生じた損害額	G 設計額相当 × B
	損害額合計	H D + E - F - G
請負代金額 × 1/100		I C × 1/100
	発注者負担額	J H - I (災害復旧工事等はH)
	受注者負担額	K I (災害復旧工事等は無し)
被災後設計額	L	設計額[1]+[3]+[4] (≒設計額[1]+[2]+[3])
被災後請負額	M	L × B

(1) 処理フロー



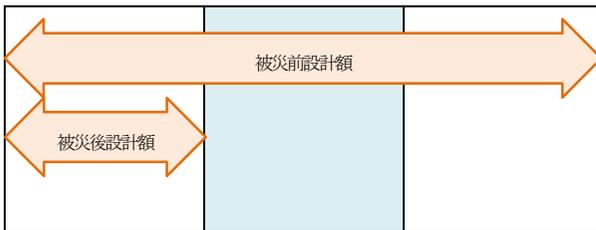
(2) イメージ図

被災前

施工済み	未施工
------	-----

被災後

被災なし	被災(滅失)	未施工
------	--------	-----



設計額

設計額[1]	設計額[2]	設計額[3]
--------	--------	--------

支出

工事請負費	補償, 補填及び賠償金	工事請負費
-------	-------------	-------

(3) 内訳

項目	記号	算定式
被災前設計額	A	設計額[1]+[2]+[3]
請負率	B	
被災前請負額	C	A × B
負担額の算定	損害額	D 設計額[2] × B
	取片付け費	E —
	強制保険等により填補された額	F 設計額相当 × B
	受注者が適切な管理を怠ったことにより生じた損害額	G 設計額相当 × B
	損害額合計	H D - F - G
	請負代金額 × 1/100	I C × 1/100
発注者負担額	J H - I (災害復旧工事等はH)	
受注者負担額	K I (災害復旧工事等無し)	
被災後設計額	L	設計額[1]
被災後請負額	M	L × B

約款第29条（不可抗力による損害）に係るQ & A

No	質問	回答	備考
1	工場製作期間中の工事で、工場の被災はないが、工事が打ち切られた場合、製作途中の工場製作物は損害額に含めるのか。	工事現場に搬入されていないので損害額には含めない。ただし、残存価値のある工事的目的物等として製作途中の工場製作物の引渡しを受ける場合は、工事請負費として支払う。	
2	強制保険等により補填された部分は損害額から控除することとなっているが、受注者が自主的に加入している保険等（任意保険等）により補填された部分も控除するのか。	任意保険等で補填された部分は損害額から控除しない。	
3	損害金の予算年度について教えてほしい。	<p>1 令和5年度事業の場合 (例1) 現年(令和5年度歳出)のパターン 損害額の通知：R6.3.31 まで 損害額の支払：(原則) R6.4.30 まで (例2) 繰越明許費(令和6年度歳出)のパターン 損害額の通知：R6.4.1 から R7.3.31 まで 損害額の支払：(原則) R7.4.30 まで</p> <p>2 令和4年度→5年度繰越事業の場合 (例1) 繰越明許費(令和5年度歳出)のパターン 損害額の通知：R6.3.31 まで 損害額の支払：(原則) R6.4.30 まで (例2) 事故繰越(令和6年度歳出)のパターン 損害額の通知：R6.4.1 から R7.3.31 損害額の支払：(原則) R7.4.30 まで</p>	
4			
5			
6			

基本情報

* 黄色セルを入力

当初設計額(税込み)	39,820,000
請負額(税込み)	36,905,000
落札率	0.92679558

積算情報

* 設計書の内訳書を見ながら、黄色セルを入力

* 設計書(a): 損害を受けていない部分の、変更設計書 設計書(b): 損害を受けた部分の設計書(別途作成)

設計書(a) 名称	基準額(A)	設計書(b) 損害額(B)
直接工事費	18,569,999	7,452,444
桁等購入費		
処分費等		
支給品費等		
桁等購入費		
一般材料費		
別途製作の製作費		
電力		
無償貸付機械評価額		
鋼橋門扉等工場原価		
現場発生品		
ダム工事		
支給電力料		
無償貸付機械評価額		

諸経費情報

* 設計書の間接費内訳を見ながら、黄色セルを入力

* 間接費内訳が出力されない場合は、内訳書を見ながら入力
(間接費の非対象額がない場合、間接費内訳は出力されない)

共通仮設費対象工事費	18,569,999		7,452,444
処分費のうち共通仮設費対象額の3%を超えた額	3,242,901	設計書(a)の共通仮設費率を使用	664,472
共通仮設費率	0.1458		0.1458
共通仮設費(率分)	2,234,000		989,000
直接工事費に含まれる全処分費等	3,800,000	設計書(a)の現場環境改善費率を使用	888,000
現場環境改善費率	0.0320		0.0320
現場環境改善費(率分)	472,000		210,000
共通仮設費計	2,706,000		1,199,000
純工事費	21,275,999	設計書(a)の現場管理費率を使用	8,651,444
現場管理費率	0.3710		0.3710
現場管理費(率分)	6,690,000		2,963,000
工事原価	27,965,999	設計書(a)の一般管理費率を使用	11,614,444
一般管理費率	0.2016		0.2016
一般管理費率(率分) * 上限	4,984,177		2,207,514
工事価格	32,950,176	落札率を使用	13,821,958
落札率	0.92679558		0.92679558
工事価格 × 落札率	30,538,077		12,810,130
工事価格(丸め)	30,530,000		12,810,000
消費税相当額	3,053,000		1,281,000
工事費計	33,583,000		14,091,000

	損害額(B)		基準額(A)	
発注者負担額(税抜き)	12,810,000	—	30,530,000	× 1/100 = 12,504,700

* 災害復旧等の工事については「基準額(A) × 1/100」を控除しない

* 業務委託の場合も、本計算に準じて行う

1. 償却費算定シートについて

この「償却費算定シート」は、不可抗力による損害を受けた工事について、工事請負契約書第29条5項3号(仮設物又は建設機械器具に関する損害)に基づき、未施工期間に相当する建設機械器具の償却費を算定する際の計算シートです。償却費・維持修理費・管理費で構成される機械損料から、維持修理費・管理費を控除して償却費を算出します。また、賃料積算されている建設機械器具についても、同機種の機械損料から償却費を算出してください。なお、本シートは参考資料とし、積算にあたっては各自で土木工事標準積算基準書(機械損料編)を確認してください。

① 償却費算出用の設計書作成

- ・積算システムにおいて、当該工事設計書を複写して未施工部分のみの設計書を作成します。
- ・未施工分のみの設計書から機労材集計リストを印刷します。(印刷画面で、「参考資料」を印刷)

② 損料内訳算定書の入力

- ・損害を受けた建設機械器具ごとにファイルを作成します。
- ・「建設機械等損料算定表」より、該当する建設機械器具の(1)基礎価格, (2)標準使用年数, …を入力します。
- ・岩石補正により複数種類の損料を使用している場合は、その都度、岩石補正係数を入力し印刷してください。
- ・全ての入力欄に入力すると、「表1. 損料算定表」「表2. 損料内訳表」に各数値が表示されます。
- ・「表1. 損料算定表」の各数値は、「建設機械等損料算定表」に記載された数値と基本的に一致しますが、若干異なる場合には償却費の入力時に適宜調整してください。

③ 償却費算定書の入力

- ・①の機労材集計リストから、該当する建設機械器具の数量と金額を入力します。
- ・表示された損料(=金額÷数量)について、②の「表1. 損料算定表」の各数値から一致するものを確認します。
「表1. 損料算定表」のどの数値とも一致しない場合、以下のような理由が考えられます。
 - 岩石補正による複数種類の損料を使用している → ③-2へ
 - 損料ではなく賃料積算となっている(単位が「供用日」でなく「日」) → ※1へ
 - 建設機械器具の規格, 適用年度の錯誤等
- ・②の損料内訳算定書の「表2. 損料内訳表」から、該当する償却費を入力します。
- ・償却費×数量により金額(損害金対象)が算出されます。

③-2 償却費算定書の入力(岩石補正等による複数種類の損料を使用している場合)

- ・岩石補正等による複数種類の損料を使用している場合は、別のシートを使用します。
- ・岩石補正等係数毎に各数値を入力すると、岩石補正等係数毎の各数量が表示されます。
- ・②の損料内訳算定書の「表2. 損料内訳表」から、岩石補正等係数毎に該当する償却費を入力します。
- ・償却費×数量により岩石補正等係数毎の金額(損害金対象)と合計額が算出されます。

④ 損害金対象額の集計

- ・同一の建設機械器具で、複数の機械損料(算出事例では供用日当たり損料と運転時間当たり損料)が計上されている場合、各々について損害金対象額が算出されるので集計します。

※1 損害を受けた建設機械器具がラフテレーンクレーン・振動ローラー・タンパ等、積算が賃料計上となっている場合は、②の損料内訳算定書の「表2. 損料内訳表」から、供用1日当たり換算損料より算出した償却費を使用してください。

1. 損料内訳算定書(積算基準書 機械損料)

* 計算は、土木工事標準積算基準書(機械損料表)(石川県)および建設機械等損料表((一社)日本建設機械施工協会)による積算にあたっては各自で土木工事標準積算基準書(機械損料編)を確認すること

機械名称	バックホウ
規格	クローラ型・排ガス対策型(第2次基準値), 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)

建設機械等損料算定表より入力

(1) 基礎価格	14,100,000	円
(2) 標準使用年数	9.0	年
自動計算 標準使用時間	6,210	時間
(3) 年間標準運転時間	690	時間
(4) 年間標準運転日数	110	日
(5) 年間標準供用日数	180	日
自動計算 運転日当たり運転時間	6.3	時間
自動計算 供用日当たり運転時間	3.8	時間
* 維持修理費率	30%	} 一般社団法人日本建設機械施工協会が発刊する、建設機械等損料表を確認してください。 (県の損料表には記載されていません)
* 年間管理費率	10%	
* 残存率	15%	

岩石補正係数

1.00

 補正なし:1.00, 補正あり:1.25

表1. 損料算定表 (単位:円)

(12) 運転1時間当たり損料	1,650
(14) 供用1日当たり損料(無積雪地)	11,500
(17) 運転1時間当たり換算損料(無積雪地)	4,650
(20) 供用1日当たり換算損料(無積雪地)	17,800

有効桁数3桁, 4桁目四捨五入

表1の算定において有効桁数3桁目に誤差が生じ「建設機械等損料算定表」の記載数値と若干異なる場合があります。償却費の入力時に適宜調整してください。

表2. 損料内訳表 (単位:円)

償却費	維持修理費	管理費
964	681	0
3,700	0	7,830
1,930	681	2,040
7,400	2,610	7,830

有効桁数3桁, 4桁目四捨五入

2. 償却費算定書

・設計書(機労材集計リスト)より入力

機械名称	バックホウ	
規格	クローラ型・排ガス対策型(第2次基準値), 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	
数量	16.1 供用日 又は 運転時間	
金額	354,200 円 ※	
損料(=金額÷数量)	22,000 円	

・損料内訳算定書(表2)より当該償却費を入力

償却費	1,930	* 供用日 又は 運転時間を確認して入力
金額(損害金対象)	31,073	(上表の数の量単位とあわせる)

2. 償却費算定書

・設計書(機労材集計リスト)より入力

機械名称	バックホウ	
規格	クローラ型・排ガス対策型(第2次基準値), 山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	
数量	16.1 供用日 又は 運転時間	
金額	354,200 円 ※	
損料(=金額÷数量)	22,000 円	

・設計書より各数値を入力(黄塗り)

	(1)	(2)	(3)	計
岩石補正	1.00	1.25		
損料	22,000	22,000		
作業数量	2,000	1,000		
作業能力	0.485	0.640		
割戻数量	100	100	1	
数量	9.700	6.400	0.000	16.100
金額	213,400	140,800	0	354,200

・損料内訳算定書(表2)より当該償却費を入力

(補正係数ごとの、損料内訳算定書を作成して、入力する)

償却費	1,930	2,170		—
金額(損害金対象)	18,721	13,888	0	32,609

損害金対象額集計表

名称	規格	単位	金額	備考
バックホウ[クローラ型・排ガス対策型(第2次)]	山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	時間	31,073	
バックホウ[クローラ型・排ガス対策型(第2次)]	山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	時間	32,609	
計			63,682	

※ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。